

## 法定外研修受講履歴の特例措置について

- 主任更新研修の受講要件としている法定外研修の受講については、通常、主任研修もしくは主任更新研修を受講した年度の翌年度から次回の主任更新研修の申込までの期間に受講した法定外研修を対象としているが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、下記とおりとする。

### (対象者)

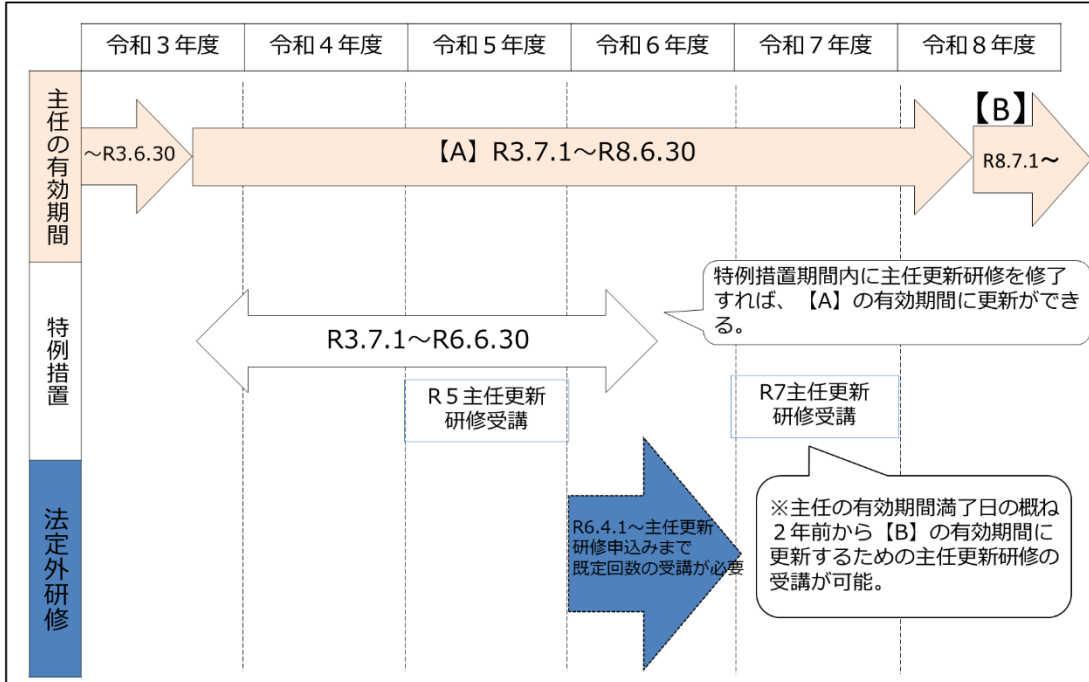
- ・有効期間満了日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの方
- ・有効期間満了日が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの方
- ・有効期間満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの方

### (特例措置)

- 大阪府登録であり、上記対象者となる主任介護支援専門員については、主任更新研修受講年度から次回の主任更新研修の申込までの期間に受講した法定外研修を受講履歴として認める。

## 通常

例) 主任の有効期間満了日が令和3年6月30日で、特例措置期間の令和5年度に主任更新研修を受講する場合  
 ⇒ 法定外研修受講期間：令和6年度から次回の主任更新研修申込みまで（約1年間）



## 対応

例) 主任の有効期間満了日が令和3年6月30日で、特例措置期間の令和5年度に主任更新研修を受講する場合  
 ⇒ 法定外研修受講期間：令和5年度から次回の主任更新研修申込みまで（約2年間）

